

○ 登録申請に必要な書類

(平成30年7月10日改正)

1 セーフティネット住宅情報提供システムで入力するもの

種類	備考
○ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書	
○ 誓約書 ・ 欠格要件に該当しない旨 ・ 新耐震基準の建物である、又はこれに準ずる耐震性がある旨 ・ 国の基本方針に適合している旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新耐震基準の建物とは、昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したもの。 ・ 着工年月日が不明な場合は、竣工日を基準とし、以下の場合には新耐震基準の建物とみなす。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1～3階建てで昭和57年6月1日以後に竣工 イ 4～9階建てで昭和58年6月1日以後に竣工 ウ 10～20階建てで昭和60年6月1日以後に竣工 ・ 竣工年月日が不明な場合は旧耐震基準の建物とみなし、下表2の「旧耐震基準の建物のみ」に示すいずれかの書類の添付が必要。

2 セーフティネット住宅情報提供システムに添付するもの

	添付書類	備考
共通	面積と設備の概要を表示した間取図	・ 画像データ又はPDF化したもの。
旧耐震基準の建物のみ	新耐震基準に準ずる耐震性を有することを示す書類（以下のいずれか）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 画像データ又はPDF化したもの。 ・ 旧耐震基準の建物とは、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの。
	ア 耐震診断の結果の報告書	
	イ 建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律）	
	ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証書（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）	
	エ 改修後の計画が耐震性を有することを証する書類	